

予防安全性能アセスメントの概要

平成26年度から実施する予防安全性能アセスメントの概要は以下のとおり。

1. アセスメント試験の種類

「自動車等安全性能評価実施要領（国土交通省告示）」に評価項目、試験方法、確認事項を記載する。

- (1) 衝突被害軽減制動制御装置性能（概要説明：別紙1）
- (2) 車線逸脱警報装置性能（概要説明：別紙2）
- (3) 予防安全性能（概要説明：別紙3）

2. 試験自動車等の選定等

(1) 選定方法

次のいずれかの方法により選定する。

- ① 「平成26年度自動車アセスメント試験対象車種選定方法」による。（以下「選定試験車両」と言う。）
- ② 自動車製作者等からの自動車アセスメント試験への委託による。（以下「委託試験車両」と言う。）

(2) 試験車両の調達

次の方法により入手する。

- ① 選定試験車両は、市場（自動車販売店）から未登録車両を調達する。
- ② 委託試験車両は、市場から未登録車を調達することを基本としつつ、車両集積所等にある5台以上の複数車両から（独）自動車事故対策機構（以下「NASVA」と言う。）職員が任意に抽出することも可能とする。この場合、既に登録されている車両（既登録車）であってもよい。

(3) 変造防止

調達する試験車両の検出装置等には、変造防止措置を行う。

また、既登録車を試験車両として調達する場合、自動車製作者等は、納車時までに当該車両の予防安全装置にかかる部品番号を記載した書面をNASVAあて提出する。

なお、試験終了後に部品番号の確認を行うことがある。

3. 試験実施

(1) 試験日程の事前調整

委託試験車両にあっては、定期的（1月、6月を予定）に自動車製作者等から委託試験希望の有無等の聞き取りを行い試験日程を確定する。

(2) 実施場所

試験場所はNASVAが指定する場所とする。

(3) 試験方法

「衝突被害軽減制動制御装置性能（対車両）試験方法」（資料3-2）、「車線逸脱警報装置性能試験方法」（資料3-3）により試験を行う。

4. 評価

(1) 試験成績の通知

委託を受けた試験実施者は、試験終了後直ちに速報（ドラフト）を NASVA 及び自動車製作者等に提出するとともに、5 日以内（休日を除く。以下同じ）に試験結果を NASVA に提出する。

NASVA は、確認後直ちに自動車製作者等あてに試験結果を通知する。

(2) 異議申立

自動車製作者等は、試験結果の通知を受けた日から起算して 5 日以内に試験結果に関する異議の有無を意思表示する。

なお、試験結果に異議がある場合は、10 日以内に文書にて提出する。

(3) 評価結果の決定

「予防安全性能アセスメント評価方法」（資料 3-4）により評価を行う。

なお、委託試験車両にあっては、評価結果を予防安全技術検討ワーキンググループ各委員（cc メディア WG）にメールによる審議を依頼し、審議の結果を速やかに自動車製作者等に通知する。

5. 公表

(1) 国交省・NASVA

予防安全性能アセスメント試験結果は、パンフレット等により定期的に公表する。

なお、委託試験車両にあっては、インターネット等により随時公表する。（※）

(2) 自動車製作者等

委託試験車両にあっては、NASVA からの審議結果を受けて国交省及び NASVA の公表後に随時公表出来る。

(3) ロゴマークの使用

予防安全性能アセスメント評価車両は、別途定めるロゴマークにより評価結果を公表することが出来る。

※ 平成 26 年度当初においては公平性を保つため、10 月中旬を目途に各自動車製作者等の結果をまとめて公表する。